

種 目		要 件	性 能	耐用年数 その他
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害２級以上の者、難病患者等にあつては寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	８年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害１級で常時介護を必要とする身体障害者（身体障害児の場合は２級を含む。）、及び重度又は最重度の知的障害者（児）。ただし、原則として３歳以上の者、難病患者等にあつては寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	５年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害１級で常時介護を要する身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、身体障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの	５年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし、原則として３歳以上の者	身体障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	５年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）で、下着交換等に当たり、家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として学齢児以上の者、難病患者等にあつては寝たきりの状態にある者	介助者が身体障害者（児）、難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	５年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）。ただし原則として３歳以上の者、難病患者等にあつては下肢又は体幹機能障害のある者	介護者が身体障害者（児）、難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	４年
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害児で原則３歳以上の者	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	５年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害児で原則学齢児以上の者、難病患者等にあつては下肢又は体幹機能障害のある者	腕又は脚の訓練等ができる器具を備えたもの	８年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害者（児）入浴に介助を必要とする者。ただし、原則として３歳以上の者、難病患者等にあつては入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障害者（児）、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）	８年
	便器	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者、難病患者等にあつては常時介護を要する者	身体障害者（児）、難病患者等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることが出来ること。取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	８年
	Ｔ字状・棒状のつえ	平衡機能障害又は下肢若しくは体幹機能障害３級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	３年

移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者（児）で、家庭内の移動等において介助を必要とする者、難病患者等にあつては下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。身体障害者（児）、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであつて、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）	8年	
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻りに転倒する恐れのある身体障害者（児）。又は、重度の知的障害者（児）等で、てんかんの発作等により頻りに転倒する者	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護出来る性能を有するもの。 ア スポンジ及び革を主材料としているもの イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの	3年	
特殊便器	上肢障害2級以上の身体障害者（児）及び重度の知的障害者（児）で、訓練を行つても自力での排便後の処理が困難な者。ただし、原則として学齢児以上の者、難病患者等にあつては上肢機能に障害のある者	障害者（児）、難病患者及び介護者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	8年	
火災警報器	障害等級2級以上の身体障害者（児）又は重度の知的障害者（児）であつて、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び非難が著しく困難な者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	
自動消火器	障害等級2級以上の身体障害者（児）又は重度の知的障害者（児）、難病患者等であつて、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	
電磁調理器	視覚障害2級以上の視覚障害者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度の知的障害者で知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの	6年	
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	10年	
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の聴覚障害者（児）で聴覚障害者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上、在宅透析として自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）により透析療法を行う身体障害者（児）。ただし、原則として3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者（児）、難病患者等であつて、必要と認められる者。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障害者（児）、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
	電気式たん吸引器			
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者（児）	身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	10年

	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害2級以上の身体障害者（児）で、視覚障害を持つものみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	5年
	視覚障害者用体重計			
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸器機能障害、心臓機能障害又は同程度の障害を有し、在宅酸素療法又は人工呼吸器を装着している者、難病患者等にあつては人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、身体障害（児）者や難病患者等が容易に使用し得るもの。	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害又は肢体不自由者であつて発声若しくは発語に著しい障害を有する身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	5年
	情報・通信支援用具	上肢機能障害2級以上又は視覚障害2級以上の身体障害者（児）で、当該アプリケーションソフトや入力サポート機器を使用しなければパソコンの操作が困難な方	障害者向けに製作されたパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフト  上肢機能障害者（児） 大型又は小型キーボード、障害者用マウス等  視覚障害者（児） 画面拡大ソフト、画面音声化ソフト、視覚障害者（児）用ワープロソフト等	
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障害者であつて、必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6年

点字器	主に、点字で文章を作成している視覚障害者（児）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもので次のとおりとする。  (1) 標準型 ①両面書真鍮板製 ②両面書プラスチック製	7年
		(2) 携帯用 ①片面書アルミニウム製 ②片面書プラスチック製	5年
点字タイプライター	視覚障害2級以上の身体障害者（児）で就労若しくは就学をしている者又は就労が見込まれる者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	5年

視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	6年
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	6年
視覚障害者用拡大読書器	視覚に障害を有する身体障害者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。ただし、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8年
視覚障害者用時計	視覚障害2級以上の身体障害者。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる身体障害者（児）とする。ただし、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、身体障害者（児）が容易に使用できるもの	5年
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	6年
人工喉頭	喉頭摘出者	笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの 電動式 顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式 4年  電動式 5年
福祉電話（貸与）	難聴者または外出困難な身体障害者（原則として身体障害者手帳に障害程度が1級または2級と記載されているもの）であって、コミュニケーション、緊急連絡の手段として必要性があると認められる者で、障害者のみ又はこれに準じた世帯で、市（区）町村民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯	障害者が容易に使用し得るもの	
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	点字により作成された図書	
人工内耳用電池	聴覚障害児（者）であって、現に人工内耳を装着している者	人工内耳用ボタン電池	

排泄管理 支援用具	紙おむつ等	3歳以上であって、ストマの著しい変形等によりストマ用装具の使用が困難な者並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害、高度の排便機能障害のある者又は脳性麻痺等脳原性運動機能障害により、排尿もしくは排便の意思表示が困難な者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者	紙おむつ、洗腸用具、サラン、ガーゼ等の衛生用品	
	ストマ装具（尿路系）	ぼうこう機能障害者で人工膀胱造設者	低刺激性の粘着材を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの	
	ストマ装具（消化器系）	直腸機能障害者又は小腸機能障害で人工肛門造設者	低刺激性の粘着材を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋	
	収尿器	排尿障害（特に失禁のある場合）により、収尿器を必要とする者。 主に脊髄損傷等	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの。ラテックス製又はゴム製 普通型 耐久性、ゴム製採尿袋を有するもの 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導入ゴム管付で採尿袋20枚を1組とする	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	学齡児以上で下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する障害等級3級以上の身体障害者（児）。なお、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者 下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等	障害者（児）、難病患者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもので、障害者（児）、難病患者等が現に居住する住宅について行われるもの。住宅改修費の対象となる経費は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入及び改修工事費とする。 (1) 手摺りの取り付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床及び通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他(1)から(5)までの住宅改修に附帯して必要となる住宅改修	1回 限り

- (注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 購入に際し、納入業者においてポイント等、現金に替わる償還制度がある場合は、ポイント還元後の金額を以て見積額とする。
- 4 住宅改修費については、他の住宅改造に要する経費の給付等を受けた場合においては、その給付等額を基準額から控除する。